

(参考：みなし指定の保険医療機関への依頼文(案))

平成 30 年 3 月 日

各 保 険 医 療 機 関 様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
地 域 福 祉 課

療養病床を有する病院又は診療所の短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護サービスのみなし指定に伴う加算算定等の確認について（依頼）

平素から県行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて，貴保険医療機関におかれましては，平成 30 年度介護保険制度の改正に伴い，介護保険法による短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下，短期入所療養介護等という）について，みなし指定（療養病床を有する病院又は診療所の指定により介護保険の短期入所療養介護等サービスの指定を受けたとみなされること）により実施し，介護報酬の請求を行うことが可能になりました。（平成 30 年 4 月 1 日以降も現存する保険医療機関に限る。）

ただし，平成 30 年 4 月 1 日から，短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のサービスを提供する場合については，要件の確認をする必要があるため，別紙「提出書類について」に従い，必要書類を**平成 30 年 4 月 13 日(金)までに事業所の所在地を管轄する広島県保健所（別紙「提出書類について」の《参考》を参照）へ提出**し，審査を受けてください。また，今後，貴保険医療機関について，加算算定の体制等に変更が生じた際も同様に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（以下「体制届」という。）を提出してください。

なお，医師数や廊下幅等が減算要件に該当する場合（医療法施行規則第 49 条が適用されている，療養病棟（又は診療所）の病室が医療法施行規則第 16 条第 1 項第 11 号イ又はハに規定する基準に該当していない等）がありますので，体制届の提出に当たって十分御注意ください。（減算に該当することを失念して体制届を提出し，報酬請求を行うと，報酬返還となります。）

※介護保険事業を将来にわたって実施する予定がない場合は，当課に連絡をしてください。

担 当 介護保険事業者指導グループ

電 話 082-513-3208 (ダイヤルイン)

(担当者 本西)

医療法施行規則（抜粋）

（昭和二十三年厚生省令第五十号）

施行日： 平成二十九年十月一日

最終更新： 平成二十九年九月二十七日公布（平成二十九年厚生労働省令第百号）改正

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。

十一 患者が使用する廊下の幅は、次のとおりとすること。

イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

ロ イ以外の廊下（病院に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（病院に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、二・一メートル以上としなければならない。

ハ イ以外の廊下（診療所に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（診療所に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号（第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十二条第一項及び平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

(別紙) 提出書類について (案)

1 介護保険サービスを行う場合

次に掲げる介護保険サービスや、その加算請求を行う場合は下表のとおり届出が必要となります。

介護保険サービスの種類	左記事業を行う場合に必要な書類	加算請求をされる場合に必要な書類
○訪問看護 ○介護予防訪問看護	書類の提出は必要ありません。 (※ただし、加算請求をされる場合は右記の書類が必要です。)	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。県 HP の「添付書類等一覧」をご覧ください。
○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション	書類の提出は必要ありません。 (※ただし、加算請求をされる場合は右記の書類が必要です。)	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。県 HP の「添付書類等一覧」をご覧ください。
○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導	書類の提出は必要ありません。	書類の提出は必要ありません。
○通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 指定に係る記載事項 通所リハビリテーションの運営規程 通所リハビリテーションの算定区分確認表(様式第7号) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1号-5)及び資格証(通所リハビリテーションに係る全ての人員分) 平面図及び写真(当該通所リハビリテーションを行う部屋を色分けするなど、明確にわかるようにしてください。また、その部屋の面積(内法)を記入してください。) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。県 HP の「添付書類等一覧」をご覧ください。
○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護 (療養病床を有する病院・診療所に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (医療法施行規則第49条が適用される場合や、第16条第1項第11号等に該当しない場合も届出が必要です。) 指定に係る記載事項 短期入所療養介護の運営規程 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式1号-5)及び資格証(短期入所療養介護に係る全ての人員分) 平面図及び写真(当該短期入所療養介護を行う病室等を色分けするなど、明確にわかるようにしてください。 (病室、機能訓練室、食堂、浴室の面積及び廊下幅を内法で記入してください。) 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※上記に加えて加算ごとに必要書類が異なります。県 HP の「添付書類等一覧」をご覧ください。

※平成30年度から様式の変更を予定しています。平成30年4月以降のサービス提供分については、新様式を使用してください。

▼必要書類を提出する場合は、通知文に記載の期日までに所管の届出先に提出し、審査を受けてください。

※書類の内容に不備がある場合、事業実施が遅れる場合もありますので、なるべく早めの書類提出をお願いいたします。

(注意)

提出された加算届の内容に変更が生じた場合（新たに算定要件を満たした時など）は、該当加算サービスを提供する前月15日（短期入所療養介護については前月末日）までに所管の届出先に必要書類を提出して審査を受けていただくこととなります。

2 介護保険事業のみなし指定を辞退される場合

1に記載する介護保険サービスを将来にわたって実施する予定がない場合は、通知文に記載の期日までに地域福祉課まで御連絡ください。

※なお、辞退された後、改めて介護保険サービスを実施することとなった場合は、新規の介護保険事業者として通常の指定申請手続が必要となります。

《参考》所管の届出先（広島県保健所）は次のとおりです。（広島市、福山市、呉市、三次市を除く）

事業所所在地	担当窓口
大竹市，廿日市市，安芸高田市， 江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町	広島県西部保健所厚生課 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 電話 0829-32-1181
竹原市，東広島市，大崎上島町	広島県西部東保健所厚生課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 電話 082-422-6911
三原市，尾道市，世羅町，府中市，神石高原町	広島県東部保健所厚生課 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 電話 0848-25-2011
庄原市	広島県北部保健所厚生課 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 電話 0824-63-5181

上記の届出様式や加算の必要書類については、広島県地域福祉課の下記ホームページをご覧ください。

広島県トップページ>組織でさがす>地域福祉課>申請・手続き>介護保険各種届出様式集/介護報酬届出書様式